

一般社団法人 たかつき環境市民会議 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人たかつき環境市民会議（以下、「当法人」という）と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪府高槻市出丸町 2 番 3 0 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、高槻市環境基本計画に基づいて、市民、事業者、行政が協議し「地球環境にやさしいエコシティたかつき」の実現に寄与するために行う環境行動を市民に普及することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的のために、たかつき環境市民会議（以下、「市民会議」という）の事業及び運営に必要な、次に掲げる社会的・法律的行為を行う。

- (1) 市民会議の事務局として必要な事務
- (2) 市民会議及び当法人の財産の管理
- (3) 市民会議及び当法人の会計事務
- (4) 市民会議会員の名簿管理
- (5) 市民会議及び当法人の運営上必要な保険等契約の締結
- (6) 事業の受託
- (7) その他 当法人の事業推進に必要な事務

第 3 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人は、法人の目的に賛同する個人で、次条の規定により当法人社員となった者をもって構成する。

(社員資格の取得)

第 6 条 この法人の社員として入社しようとする者は、市民会議の運営委員となり、社員総会の承認を得なければならない。

(社員の退社)

第 7 条 社員は次に掲げる事由により退社する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 当該社員の死亡

2 やむを得ない事由のあるときは、社員はいつでも退社を代表理事に申し入れ総社員の同意を得ることができる。

(除 名)

第 8 条 当法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の同意決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 9 条 社員総会はすべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 10 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 第 19 条に定める書類の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 社員及び理事の報酬等の額
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又は当定款で定められた事項

(開 催)

第 11 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 12 条 社員総会は代表理事が招集する。

(議 決 権)

第 13 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 14 条 社員総会の決議は、総社員の議決権を有する過半数以上の出席で成立し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。委任状を提出した社員は、総会に出席したものとする。

(議 事 録)

第 15 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 代表理事は前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員 の 設 置)

第 16 条 当法人に、法人を代表する役員として理事数名を置く。理事は社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事のうち 1 名を代表理事とし、当法人を代表する。代表理事は理事の互選により理事の中から選定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が 1 人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の 3 分の 1 を越えて含まない。

(役員 の 任 期)

第 17 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期社員総会の終結のときまでとする。再任を妨げない。

第 6 章 事業報告及び決算

(事業年度)

第 18 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 19 条 代表理事は、毎事業年度の終りにおいて次に掲げる書類を社員総会に提出して、その承認を求めなければならない。

- (1) 事業計画書及び予算書
- (2) 事業報告書及び収支計算書
- (3) 貸借対照表

(剰余金)

第 20 条 剰余金は配当しない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 21 条 当定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 22 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第 8 章 清 算

(清 算)

第 23 条 当法人の解散の場合における法人財産の処分方法は、総社員の同意をもってこれを定める。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定により、社員又はその選任した者において清算することを妨げない。

2 清算人の選任及び解任は、社員の過半数をもってこれを決する。

(残余財産の帰属)

第 24 条 当法人の残余財産は、社員総会において定めた他の非営利法人または民法第 3 4 条によって設立された法人に帰属するものとする。

第 9 章 公告の方法

第 25 条 当法人の公告は、掲示板に掲載する方法により行なう。

第 10 章 附則

(法令の準拠)

第 26 条 この定款に定められない事項は、すべて一般社団法人その他の法令によるものとする。

(当法人の履歴)

第 27 条 当法人の履歴は次の通りである。

- ① 平成 1 7 年 5 月 2 日「無限責任中間法人 たかつき環境市民会議」として新設
- ② 一般社団法人制度及び一般財団法人制度の創設・施行（平成 2 0 年 1 2 月 1 日）に伴い、平成 2 1 年 3 月 2 3 日 名称変更し「一般社団法人たかつき環境市民会議」に移行し設立

(実施日)

第 28 条 この定款は平成 25 年 4 月 1 日より改訂、施行する。